

## 設置の趣旨等を記載した書類

### 目 次

①	設置の趣旨及び必要性	1
②	研究科、専攻等の特色	3
③	研究科、専攻等の名称及び学位の名称	6
④	教育課程の編成の考え方及び特色	7
⑤	教員組織の編成の考え方及び特色	12
⑥	教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件	13
⑦	施設、設備等の整備計画	14
⑧	入学者選抜の概要	15
⑨	取得可能な資格	16
⑩	実習の具体的計画	17
⑪	管理運営	22
⑫	自己点検・評価	23
⑬	情報の公表	25
⑭	教育内容等の改善のための組織的な研修等	26

## ① 設置の趣旨及び必要性

### (1) 設置の背景

愛媛大学教育学部は、昭和24年の新制国立大学設置時に、愛媛師範学校・愛媛青年師範学校を母体に設立された。以来、愛媛県における教員養成を担ってきたが、教育を取り巻く社会状況の変化や、教育内容の高度化に対応するため、平成5年4月に、3専攻（学校教育専攻、障害児教育専攻、教科教育専攻）からなる大学院教育学研究科（修士課程）を設置した。

その後、学校教育の現場では、いじめ、不登校、非行、学習障害などの学校におけるさまざまな「こころの問題」に対応するため、平成7年に「スクールカウンセラー活用事業補助」（文部科学省）、さらにそれを拡充する平成13年の「スクールカウンセラー活用事業補助」（文部科学省）が展開され、教育領域における心理専門職としてのスクールカウンセラーの配置が公立中学校を中心に進められた。さらに平成20年度からは全公立学校への配置・派遣が計画的に進められている。このスクールカウンセラーには、教育・臨床心理学や精神医学に関する高度な知識と技能が必要とされ、その任用資格は臨床心理士（公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する資格）、精神科医、大学教員と規定されている。その中でも最も多くを占める臨床心理士の資格を取得するためには、日本臨床心理士資格認定協会が認定する大学院修士課程での学修の後で、同協会が実施する試験に合格することが条件となっている。

愛媛大学大学院教育学研究科においても、県内の教育現場における諸問題に対応するために、平成16年に従来の課程を一部改組し学校臨床心理専攻を設置した。学校臨床心理専攻は教育現場における諸課題について主に学校教育学や教育心理学的立場からアプローチする学校臨床学コースと、主に臨床心理学の立場からアプローチする臨床心理学コースから構成されている。

特に後者の臨床心理学コースは日本臨床心理士資格認定協会の臨床心理士指定大学院1種の認定を受け、教育学の大学院として、教育学部で培った教育に関する基礎的な知識・理解を基盤に、臨床心理学や教育心理学についての高度な専門的知識と、心理アセスメントやカウンセリングについての高度なスキルを持ったスクールカウンセラー人材を養成してきた。臨床心理士養成の単独専攻の大学院では、科目に偏りが生じたり、スクールカウンセラーに必要な教育に関する科目が少なかったりする場合もあるが、学校臨床心理専攻では、臨床心理学コースの学生に対して、学校臨床学コースや他の専攻の授業についても、選択科目として広く開放されており、臨床心理学に関する知識だけでなく、スクールカウンセラーとして活動する上での広い知識を修得することを可能にしていた。本教育学部の卒業生だけでなく、本学法文学部人文社会学科の基礎・実験心理学専攻者、県内外の私立大学、放送大学（愛媛学習センター）などの卒業生を受け入れ、スクールカウンセラーとして活躍できる臨床心理士を目指した教育を行ってきた。しかし、それと同時に、愛媛県内で（さらには隣接する高知県を含めて）唯一の臨床心理士養成機関でもあり、結果として学校教育の現場だけでなく地域の医療、福祉、司法・矯正領域、産業・労働の現場にも多くの人材を供給してきた。特に精神科医療の領域では、県内外の多くの医療施設で多数の修士が活躍している。

### (2) 設置の必要性

心理臨床の専門家の資格については、さまざまな意見があり長く議論の対象となっていたが、平成27年に公認心理師法が成立した。公認心理師の資格取得には国家試験への合格が条件となっているが、その受験資格は学部・大学院を通じた養成カリキュラムによる6年間の学修が基本

条件となっている（学部4年間のカリキュラム終了後、指定された現場での実務経験を経て受験するコースもある）。平成30年9月には経過措置で受験を認められた現任者や、旧カリキュラムでの大学院修了者を中心にした第1回の国家試験が実施され、28,574名（震災のため延期された北海道地区の試験の合格者を含む）が合格している。この公認心理師は、文部科学省と厚生労働省が共管する「汎用性」「領域横断性」が高い名称独占資格であるが、今後特に医療領域を中心に心理臨床の専門家として活動する上での基礎資格に位置づけられている。

愛媛県教育委員会は、現時点ではスクールカウンセラーの任用資格を臨床心理士としているが、その臨床心理士資格を取得して活動しているスクールカウンセラーの多くが、現任者として公認心理師試験を受験していることから、これからのスクールカウンセラー養成においては、臨床心理士と公認心理師の2つの資格の同時取得が可能なプログラムが求められていると言える。そこで、臨床心理士養成プログラムとそのカリキュラムを基本に、心理系学部で公認心理師の資格取得に必要な単位を取得済みの学生が、医療機関での実習を含む追加の専門科目の履修によって臨床心理士と公認心理師の両方の受験資格が得られる修士課程の設置が望ましいとの判断にいたった。

現在、愛媛県（および隣接する高知県）には本学を含めて、公認心理師養成の6年間の課程を設置している教育機関はない。現在松山市内の私立大学1校が学部課程の設立を予定しているが、大学院の設置の予定はない。また、県外の大学で公認心理師取得を目指す大学生、大学受験生も多く見込まれているが、養成を予定している学部課程の数と学生定員に比して、大学院の数と学生定員の数は少ない。

また、愛媛県の場合、特に県庁所在地からの距離が遠い南予地域、東予地域を中心に、発達障害に対する早期発見・早期支援、精神障害者や高齢者（認知症患者を含む）の心の健康増進に關与する高度な専門的人材が慢性的に不足しており、精神科病院などでは恒常的に求人が行われている状況がある。既設の教育学研究科学校臨床学専攻臨床心理学コースは、愛媛県および隣接する高知県において、心の健康増進についての高度な専門的知識と技能を備えた人材を養成する唯一の教育課程であり、結果的には学校教育以外の心の健康増進の領域へも多くの人材を供給してきた。このような地域社会のニーズに対応することも国立大学の重要な役割である。

これらの状況を踏まえつつ、上記のような愛媛県の学校教育の現場を中心とした、地域の心の健康増進の現場で活躍できる専門的人材の養成のニーズに応えるために、従来の「学校臨床心理専攻」を、臨床心理士養成で培った経験、人材、設備、地域との信頼関係を活かし、公認心理師の大学院カリキュラムにも対応する「心理発達臨床専攻（入学定員10名）」に改組することとした（資料1）。

## ② 研究科、専攻等の特色

### (1) 心理発達臨床専攻の理念及び目的

心理発達臨床専攻は、教育の現場でチーム学校の専門スタッフとして活動するスクールカウンセラーの養成をその第一の目的としている。学校教育の現場で、チーム学校のメンバーとして機能するためには、当事者（クライアント）とその保護者だけでなく、教員（学級担任、教科担当、生徒指導担当、特別支援教育コーディネーター）、養護教諭、管理職、他の専門職（スクールソーシャルワーカー、各種のセラピストなど）との連携が必要であり、そのためには臨床心理学に関する専門的知識や技能だけでなく、教育の現場やそこで生じる諸問題に関する知識や理解が不可欠である。個人にとって学校生活はその後の生涯発達の基礎になる重要な時期であり、その場限りの問題解決をめざした支援ではなく、クライアントのライフステージを踏まえて理解し、生涯を通じた支援を行うことが求められている。生涯発達・教育に関する理解と視点の獲得は、学校教育の現場を含めた心理臨床の全ての領域で今後ますます重要になると思われる。教育の領域における人材豊富な教育学研究科の中に本専攻を設置することには、年齢や障害の有無等に関わりなく安全に安心して暮らせる「共生社会」の実現のためにも大きな意義がある。

以上の理念・目的は、愛媛大学大学院教育学研究科規則第2条に、「研究科は、学校教育法、愛媛大学大学院学則及び愛媛大学憲章を踏まえ、学校教育と社会教育に関する学術の理論及び応用を教授・研究し、高度な実践的能力を育成する学校教育教員の養成を行うとともに、現職教員の深い学識及び卓越した能力を培い、成長過程に即した研修・研鑽を支援し、学校教育及び広く社会の教育・文化の発展に貢献することを目的とする。」にもかなっている。

### (2) 心理発達臨床専攻で養成しようとする人材像

#### 心理発達臨床の専門職業人に求められる3つの資質

- 1) 複雑化・多様化している学校教育の諸課題に対応するチーム学校の中で、教育・臨床心理学発達支援に関する専門的知識と技能を備えた専門的スタッフとして活躍できる。
- 2) 心の健康の問題を生涯発達の観点で捉え、地域社会の心の健康増進の現場で、切れ目のない支援が可能な心理臨床の専門職として活躍できる。
- 3) 学校や地域での活動を通じて、国民一人一人が年齢や障害の有無等にかかわらず安全に安心して暮らせる「共生社会」の実現に貢献できる。

#### それを満たすために心理発達臨床専攻で習得させる知識や能力

- 1) 心の問題を、社会の中での生涯発達・教育の視点で捉えることができる姿勢。
- 2) 心理に関する支援を要する当事者の心理状態を観察・分析して、相談・助言・指導を行うための、生涯発達・教育、臨床心理学、精神保健医療に関する専門的知識と技能。
- 3) 当事者やその家族、他職種や他領域の専門家、地域社会と広く連携することができる高いコミュニケーション能力。

### (3) 教育活動等を実施する上での基本方針

心理発達臨床専攻において上記の人材育成に臨むにあたっての基本方針は、以下の3点である。

## カリキュラム

生涯発達・教育に関する専門科目、教育・臨床心理学に関する専門科目、精神保健医療に関する専門科目、課題研究（修士論文）、そして1年次からの演習を含めた実習科目の学習を関連化させ、理論と実践の往還・融合化により「臨床的知の生成」を実現する。また、修了に必要な単位数の中で、スクールカウンセラーとして活動する上で必要な高度な専門資格としての「臨床心理士（日本臨床心理士資格認定協会）の受験資格を取得できる。また、大学の心理系学部を卒業し、学部段階で必要な単位を取得済みの学生については、医療機関でのを含む専門科目の単位を追加して修得することで公認心理師受験資格も取得可能とする。

## 指導体制

主に生涯発達・教育を専門とする教員、教育・臨床心理学専門とする教員、医学を専門とする教員を基本とした教員配置を行う。また、修士論文の作成では、主指導教員と副指導教員の2名が、異なった専門の立場から、臨床・研究における課題探索・探究過程を指導・支援する。実習科目では、学内施設での実習や巡回相談を担当する専攻内の臨床心理士と公認心理師の資格を有している教員と、実習現場の指導者、地域で活躍する心理臨床家を中心とした外部スーパーバイザーによるカルテット体制での指導を実現する。

## 施設設備

心理発達臨床学の教育には、各種の心理検査や実験装置とそれらを使用・保管するための部屋、学内に設けられた正式な相談室、成果の発表や振り返りの場としての相談室紀要が必要である。心理発達臨床専攻は、既存の学校臨床心理専攻臨床心理学コースの施設基盤を継承し、さらにそれを発展・整備する予定である。また、学内における外部実習の場としては、愛媛大学医学部附属病院、同教育学部附属学校園（幼稚園・小学校・中学校・特別支援学校）などがある。

### (4) 達成すべき成果

上記目的と基本方針に基づき、心理発達臨床専攻が達成すべき成果は、以下の3点である。

- 1) 心理発達臨床専攻での学習によって、高度な専門性を習得した「高度専門職人材」の育成を実現することで、愛媛県の学校教育、および、地域の心の健康増進の現場で活躍できる人材を輩出する。【高度専門職人材の育成拠点】
- 2) 学生一人一人が実習や実践で感じた疑問や問題意識に対して、丁寧な指導を行うことで課題研究（修士論文）のテーマに昇華させ、実践と融合した研究を進めることで、実践的有用性の高い「臨床的知を生成」し、その知識を学内外の発表会・学会において報告し、地域社会に還元する。【臨床的知の生成拠点】
- 3) 教育委員会・教育センターを含む、地域における「心の健康」の問題を扱う諸機関との連携協働を通して、愛媛県内の様々な「心の健康」に関する課題を共同で探究し、生涯を通じた支援のあり方を提言する。【縦断的・横断的な心の支援拠点】

### (5) 教育活動等の特徴

心理発達臨床専攻の特徴として、以下の7点をあげることができる。

- 1) 専門科目には、臨床・教育心理学だけでなく、生涯発達・教育に関する科目、精神保健医

療に関する科目を一部必修として設定し、生涯発達・教育の観点から学校現場、および地域における心の健康の問題を捉えることで、生涯を通じた支援に必要な知識と技能を修得する。

- 2) 1年次から「臨床心理基礎実習1」「臨床心理基礎実習2」「心理相談基礎実習」などの実習科目を配置し、その履修過程で生じた疑問や問題意識を、「心理臨床課題研究1」を通じてブラッシュアップし、検証可能なリサーチ・クエッションや作業仮説を生成する。さらに、それをもとに2年次の「心理臨床課題研究2」を通して修士論文のための研究を遂行する。「臨床心理実習2」「医療心理特別実習」は、実践省察による理論の修正を行う機会にもなる。そして、最終的には修士論文を完成させる。
- 3) わが国の心理臨床に関する2つの代表的な資格に対応したカリキュラムが編成されており、修了生は臨床心理士、あるいは臨床心理士と公認心理師受験資格を取得する。
- 4) 「心理臨床課題研究1」「心理臨床課題研究2」は、1名の学生につき、領域の異なる2名の教員で指導する。
- 5) 医療（愛媛大学医学部附属病院、近隣の精神科病院などの医療施設など）、教育（愛媛大学教育学部附属学校園、松山市内の小・中学校、愛媛県総合教育センター、松山市教育支援センターなど）、福祉（松山市内の児童養護施設など）での臨床実習、および多彩な領域での見学実習が可能な体制を用意している。
- 6) 教育、研究に必要な施設設備（各種の心理検査や実験装置とそれらを使用・保管するための部屋、学内に設けられた正式な相談室、成果の発表や振り返りの場としての相談室紀要）は、既設の学校臨床心理専攻臨床心理学コースの施設基盤を継承する。今後、さらにそれを発展・整備する予定である。
- 7) 公認心理師養成に関しては、4年制課程を設置予定の同市内の福祉系私立大学と、連携協定を締結し6年間の養成を可能にする予定である。

### ③ 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

学校を中心とした、地域の心の健康増進の現場で、生涯発達・教育の視点を持って一貫した専門的支援が可能な人材の養成を目的とする意味で「心理発達臨床専攻」という名称とした。英訳名称については、海外の事例を参考に、国際的な通用性の観点から検討し、以下のとおりとした。

#### 英訳名称

名称：愛媛大学大学院教育学研究科 心理発達臨床専攻  
Ehime University、 Graduate School of Education  
Division of Life Span Development and Clinical Psychology

学位の名称については、本専攻の教育研究の柱となる領域が臨床心理学であることから、「修士（臨床心理学）」とした。英訳名称については、海外及び他大学の事例を参考に、国際的な通用性の観点から検討し、「Clinical Psychology」とした。

#### 学位の名称

「修士（臨床心理学）」 （Master of Clinical Psychology）

## ④ 教育課程の編成の考え方及び特色

### (1) 心理発達臨床専攻の教育課程

教育学研究科心理発達臨床専攻の教育課程は、愛媛県を中心とした地域の学校教育の現場で、チーム学校の専門スタッフであるスクールカウンセラーとして、その専門性を活かした連携によって児童生徒やその保護者、教員などの心の健康の保持増進と、現代の教育的課題の解決の寄与できる高度専門的職業人を育成する。さらに、それを基本に、地域社会における心の健康の保持増進に係わる多様な課題やニーズにも対処できる高度専門的職業人の養成にも対応する必要がある。このために、下記の方針により教育課程を編成する。教育課程の全体像はカリキュラムマップ（資料2）に示すとおりである。生涯発達・教育に関する専門科目、教育・臨床心理学に関する専門科目、精神保健・医療に関する専門科目を履修するだけでなく、多彩な実習科目を必修とすることで、単なる知識の修得だけではなく、専門職業人としての姿勢や技能を身につけることを学生に要求している。これは「臨床の知」である臨床心理学で修士の学位を取得するためには当然のことである。この教育課程はスクールカウンセラーの任用資格である臨床心理士養成のプログラム（日本臨床心理士資格認定協会）に準拠しており、卒業に必要な単位数以内で臨床心理士受験資格を取得できる。さらに心理系学部を卒業して学部段階での必要な科目を履修済みの学生は、「医療心理特別実習（心理実践実習C）」を含む複数の科目を加えて履修することで、公認心理師の受験資格も取得可能となる。

さらに、学生には自己研鑽としてそれ以上の単位の取得を推奨する。

### 専門科目

発達・教育に関する科目、臨床・教育心理学に関する科目、精神保健・医療に関する科目の計24科目48単位である。この中で、スクールカウンセラーとして特に必要な知識として発達・教育に関する4科目8単位、精神保健医療に関する1科目2単位（医療心理学特論）を必修とする。また、精神医学特論は資格取得やスクールカウンセラーの業務に必要な知識を身につかう科目であることから、準必修科目として履修するよう指導する。課程修了のためには、必修5科目10単位を含む30単位が必要である。

### 課題研究

心理発達臨床専攻では、修士論文の作成を義務づけており、その指導を行う必修科目として「心理臨床課題研究1（1年次）」、「心理臨床課題研究2（2年次）」を通年で設けている（計4単位）。

1年開始時のガイダンスで、1名の主指導教員（課題研究の担当教員）と1名の副指導教員を決定する。また、研究倫理に関する全体講習を行う。

1年次の「心理臨床課題研究1」の目的は、修士論文の研究テーマの決定と、研究に必要な学術的な技能（アカデミック・スキル）の向上である。各受講生の入学の動機や個人的経験、専門科目や実習科目を履修中に生じた疑問や関心を十分に汲み取り、丁寧な対話やディスカッションによって、具体的に検証可能なリサーチ・クエッションや作業仮説を自ら生成することを目標とする。また研究の方法論、文献検索の方法や批判的な吟味の仕方、口頭発表や論文執筆の技法、研究における倫理的配慮についても学習する。1年次修了時点での到達点は、指導教員の指導の下で、研究計画書を作成し、当該年度中に教育学研究科の研究倫理委員会の承認を受けることで

ある。また、学部の卒業研究や個人研究の成果の公表（研究会や学会での発表、学内外の雑誌への投稿など）を希望する受講生については、それを奨励し指導を行う。

2年次の「心理臨床課題研究2」は実際に研究を実施し、論文を作成するプロセスであり、受講生は指導教員に研究の状況を報告し、指導教員の直接指導、「臨床心理実習1」や「臨床心理実習2」における実践の省察、クラス（ゼミナール）のメンバーとのディスカッションを通して、研究のブラッシュアップを図る。5月には全教員と在学生在が参加する修士論文構想発表会で、研究計画と準備状況を発表し、講評を受ける。また、10月には全教員と在学生在が参加する修士論文中間発表会で途中経過を報告する。

最終的には2年次後学期提出期限（1月中旬）までに修士論文を完成、提出する。修士論文の最終試験（公開審査会）は2月初旬に開催する。

特に研究倫理規範の遵守、外部の研究フィールドの開拓や、外部の専門家との連絡・交渉、アフターケアに関しても指導教員が積極的に関与する。また、予備研究や研究の中間報告の公表についても支援・指導を行う。

## 実習科目

心理臨床の技能を身につけるための6科目7単位の实習科目を設定している。その中で、「臨床心理基礎実習1」「臨床心理基礎実習2」「心理相談基礎実習（心理実践実習A）」「臨床心理実習1（心理実践実習B）」「臨床心理実習2」（計6単位）を必修としている。公認心理師受験資格の取得を希望する場合は、それに加えて「医療心理特別実習（心理実践実習C）」を履修する必要がある。

「臨床心理基礎実習1」（1年次前学期）は、セラピストとして心理カウンセリングを実施するための基本的な知識と、基本的な応答技術を修得するためのもので、ロールプレイと健康な学生ボランティア（学部の関連授業でカウンセリングに関心のある学生を募集してボランティア名簿に登録する）を対象とした試行カウンセリングを行う。

「臨床心理基礎実習2」（1年次後学期）は、地域におけるさまざまな領域の施設を見学し、見学後の関係者とのディスカッションやレポート執筆を通して、臨床心理学を応用した対人援助職としての資質を醸成する。

「心理相談基礎実習」（1年次後学期）は、学内の実習施設である教育実践総合センター心理教育相談室で、教員によるインタビューや相談の陪席や記録、2年生の相談員の相談の陪席や記録、心理検査の一部の担当、カンファレンスへの参加を行うことで相談の基本的な態度や技術を学ぶ。

「臨床心理実習1」（2年次通年）は、以下の実習により構成する。

- 1) 教育実践総合センター心理教育相談室で、教員の指導のもとで実際のケースを担当して心理アセスメント、カウンセリング、心理療法の経験をつむ。
- 2) 松山市内の公立小中学校における発達障害児童生徒の在籍するクラスでの生活・学習支援実習を行う。
- 3) 松山市内の教育支援施設、福祉施設等で短期型もしくは集中型の実習（45時間）を行う。

「臨床心理実習 2」(2 年次通年)は、学内の実習施設である教育実践総合センター心理教育相談室で担当した事例についての多面的なカンファレンスを行う。

「医療心理特別実習」(2 年後学期)は、学外の医療機関で行われる、公認心理師試験の受験資格取得に必要な実習である。なお、**資料 3**に心理発達臨床専攻の履修モデル(2 年間のスケジュール)を示す。

## (2) 教育課程の基本的な考え方

**資料 2**に心理発達臨床専攻のカリキュラムマップを示す。心理発達臨床専攻の教育課程は、心の諸問題を生涯発達教育の視点で捉えることができ、学校教育の現場を中心に、地域の心の健康増進に関する現場で、高度な知識と技能を備えた心理臨床の専門職として活躍できる人材の養成をめざしてデザインしている。

生涯発達・教育、および精神保健医療に関する必修科目を含む専門科目、実践的な技能の獲得を目的とした実習科目、理論と実践の往還・融合化を目指し、「臨床的知」の生成を目指す課題研究、修士論文により編成する。これらの学修を通じてディプロマ・ポリシーを達成し、学校教育の現場を中心に、地域の心の健康増進の現場で活躍できる高度な知識と技能を習得する。

## (3) 心理発達臨床専攻の 3 つのポリシー

心理発達臨床専攻のアドミッション・ポリシー (AP)は、下記の 4 要素で構成する(**資料 2**)。

### AP1 <知識・理解>

心理発達臨床専攻での学びに必要な心理学の基本的専門知識を習得している。

### AP2 <技能>

心理発達臨床専攻での学びに必要な日本語コミュニケーション能力、および基本的な語学力(英語)を有している。

### AP3 <思考・判断・表現>

心の健康をめぐる現代的諸課題について、専門的な知見をもとに、その対応方策を総合的に考え、その過程や結果を適切に表現することができる。

### AP 4 <関心・意欲・態度>

自己の学習課題・成長課題を明確に意識し、高度職業専門人として自主的にそれらに取り組もうとする意欲を有し、自発的に社会に貢献しようとしている。

また、養成する人材像に対応する形で、下記のディプロマ・ポリシー (DP)を定めている(**資料 2**)。

### DP1 <知識・理解>

学校や地域における臨床心理学的支援に必要な、生涯発達・教育、臨床心理学、精神保健医療に関する専門的知識を習得している。

### DP2 <技能>

学校や地域における教育的支援、臨床心理学的支援にかかわる高い技能を身につけている。

### **DP3 <思考・判断・表現>**

生涯発達と教育、心の健康にかかわる現代的諸課題について、幅広く専門的な知見をもとに、その対応方策を適切に考え、高度な実践力をもって臨床的支援に取り組むことができる。

### **DP4 <関心・意欲・態度>**

心の健康に対する社会のニーズと自己の学習課題・研究課題を明確に意識し、実践を省察しつつ先導的に学習し研究する高度な実践力をもった専門的職業人として、自己の使命と責任とを自覚し、自主的に社会に貢献しようとする。

心理発達臨床専攻での2年間の学修によって、DPを実現し、学校教育や地域の心の健康増進の現場で専門的職業人として活躍できる人材を養成するために以下のカリキュラム・ポリシー（CP）を定めている。

## **カリキュラム・ポリシー**

### **CP1**

学校における心の健康の課題を、生涯発達・教育の観点から総合的・多角的に捉え、生涯を通じた切れ目のない支援と共生社会の構築に寄与するため、生涯発達・教育に関する必修科目、精神保健医療に関する必修科目を配置する。

### **CP2**

地域における心の健康増進の課題やニーズに対して、特定の理論や技法にこだわらず、生物（バイオ）・心理（サイコ）・社会（ソーシャル）モデルを基本とした評価・分析と、さまざまな他職種と連携した最善の支援が可能な能力の涵養を目指して、臨床・教育心理学に関する多様な専門科目を配置する。

### **CP3**

専門的な職業人としての高い技能、責任感、倫理観を涵養するため、学内の心理相談室、および学外施設での実習に重点を置く。

### **CP4**

教育や地域の現場で、強い責任感と問題意識を持った専門家として活動し、その過程で生じた疑問や問題点を、実証的なりサーチ・クエッションに焦点化して研究・研修を続け、その結果を臨床的な知として学術領域や地域社会に還元できる研究能力を涵養する。

## **(4) 教育課程の特色**

### **生涯発達・教育の視点をもって学校教育の現場や地域で活躍できる人材の養成**

学校教育の現場で、チーム学校における心理臨床の専門家であるスクールカウンセラーの養成を第一の目的とする。わが国がめざしている共生社会の実現のためには、心の問題をクライエントのライフステージを踏まえて理解し、その場かぎりでない、生涯を通じた支援を行うことが求められている。そこで、専門科目の中でも生涯発達・教育についての科目を必修科目とし、生涯発達・教育に関する理解と視点の獲得を目標とする。また、それらの基本的な学修を応用して地域の心の健康増進の現場でも活躍できる人材を養成する。

### **学内・学外の実習による実践的スキルと臨床的知の生成**

学内実習の場として、既設の学校臨床心理専攻臨床心理学コースの心理教育相談室を継承する。また、本学医学部附属病院および近隣の精神科病院などの医療機関、教育学部附属学校園および松山市内の公立小・中学校、愛媛県総合教育センター・松山市教育支援センターなどの教育関係機関、近隣の児童養護施設などの福祉機関との連携を通じて、臨床心理学的支援の実践的スキルの習得と臨床的知の生成を目指す。そのため、外部実習においては専任教員による巡回指導に重点を置く。

## ⑤ 教員組織の編成の考え方及び特色

### (1) 教員組織の構成

既設の学校臨床心理専攻は、学校臨床学コースと臨床心理学コースの2コースで構成しており、10名の専任教員（教授3名、准教授7名）が担当していた。さらに、臨床心理学コースは、臨床心理士でかつ公認心理師である4名の専任教員（教授1名、准教授3名）が中心となって運営してきた。実際の授業に関しては、この4名だけでは不十分であり、学校臨床学専攻学校臨床学コースや、特別支援教育専攻の専任教員、および非常勤講師の協力を得てきた。

新設の心理発達臨床専攻では、現在の臨床心理学コースの専任教員、非常勤講師、学校臨床学コースの専任教員（教授1名、准教授2名）を継承する。専任教員は7名（教授2名、准教授5名）で、授業に関しては兼任教員3名、兼任教員9名も担当する予定である。

専任教員は、完成年度において、40歳代1名、50歳代4名、60歳代2名であり（別記様式第3号-3参照）、教育研究水準の維持向上及び教員研究の活性化に支障のない構成になっている。

### (2) 科目等に関する教員配置

既設の学校臨床心理専攻臨床心理学コースでは、特に重要な専門科目、実習科目、研究指導については、臨床心理士でかつ公認心理師である4名の専任教員が担当してきた。

新設の心理発達臨床専攻においても、必修科目や主要な専門科目については、その4名の専任教員が主に担当する。教育や発達に関する授業の一部、専任教員だけでは十分にはカバーできない個別の心理査定・療法に関する一部の授業に関しては兼任教員や、エキスパートである非常勤講師に委嘱する。実習科目の指導は現在の臨床心理学コースの4名の専任教員が担当する。また、医療機関での実習については、実習先の心理担当者にも指導を委嘱する。さらに、各受講生に対して、非常勤（有償ボランティア）の外部スーパーバイザー（スクールカウンセラーなどの経験が豊富な臨床心理士）を配置し、実習担当教員と共同で受講生の指導を行う。

## ⑥ 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

### (1) 標準修業年限、履修科目の年間登録上限、修了要件、成績評価の方法等

#### 標準修業年限

標準修業年限は、2年とする。ただし、関連領域の有職者等に関しては1週間あたりの通学日数を減らし、3年間で修了することを認める場合がある（長期履修制度）。

#### 修了要件

心理発達臨床専攻の修了要件は、必修科目10単位を含む専門科目30単位以上、課題研究4単位、実習科目6単位以上の合計40単位以上を修得し、修士論文の審査および最終試験に合格することである。

#### 成績評価の方法

成績評価の基準は、評定点を総合して、100満点中90点以上を「秀」、80点以上90点未満を「優」、70点以上80点未満を「良」、60点以上70点未満を「可」として合格とする。60点未満は「不可」として不合格とする。

### (2) 学修の修了を総合的・最終的に確認するための方策等

学修の最終的な確認（修了判定）は、必修を含めた専門科目の修得単位数、修士論文の評価および最終試験結果により総合的に行い、研究科委員会の議決によって最終決定を行う。

### (3) 修士論文

修士論文は通年の課題研究（「心理臨床課題研究1」「心理臨床課題研究2」）を通じて作成する。自らの経験や学習の過程で生じた疑問から、具体的で検証可能なリサーチ・クエッションを自ら生成する。それを指導教員による指導や、クラスのメンバー間のディスカッションを通じて具体的な研究計画に昇華させる。さらに研究の実施のプロセスにおける教員の指導や受講生間のディスカッションを通して知見を整理・統合し「臨床的知」の生成を図る。

学生が希望する研究課題に応じて、専任教員の中から、指導担当教員を決定する。決定は専攻会議において行われる。院生1名につき、1名の主指導教員、1名の副指導教員を決定し、その2名で指導を担当する。

提出された修士論文は論文の評価と、最終試験（公開審査会における発表と口頭試問）によって合否を決定する。論文の評価は主指導教員（主審）と副指導教員を含む3名の審査委員によって行う。最終試験の審査は3名の審査委員（主指導教員を含まない）によって行う。

## ⑦ 施設、設備等の整備計画

### 講義・演習室

持田キャンパスの教育学部教育実践総合センター内に、小規模教室 1 室（40 名程度収容）と演習室 1 室（20 名程度収容）を設置している。教室には可動式机を配備している。スクリーンと天井プロジェクター、DVD も配備されており、多様な授業形態に対応可能である。また一部の授業に関しては城北キャンパスの教育学部の授業教室も使用可能である。

### 実習・実験室

持田キャンパスの教育学部教育実践総合センター内に、面接・実験室 3 室、遊戯・集団療法室 2 室を設置している。また、研究・臨床に必要な各種の心理検査、子ども用の玩具などを備えている。

### 大学院生控室

持田キャンパスの教育学部教育実践総合センター内に各学年 10 名の大学院生が学習を行える十分な広さの院生合同研修室を 2 室（1 年生用、2 年生用）設置している。院生 1 名につき、1 台のデスクと PC を備えている。

### 事務室

持田キャンパスの教育学部教育実践総合センター内に、相談・検査の受付や教務などを行う事務室 1 室があり、事務職員 1 名が常駐している。

### 教員研究室

専任教員は、1 名につき 1 研究室が、持田キャンパス（教育実践総合センター）もしくは城北キャンパス（教育学部）に与えられている。

## ⑧ 入学者選抜の概要

### 定員

本学教育学研究科心理発達臨床専攻に入学してくる大学院生は、主に大学で心理学、教育学などを専攻し卒業した者である。定員は10名である。

### 出願資格

原則として大学の4年課程を卒業した者（入学時の卒業が見込まれる者を含む）。ただし、公認心理師受験資格取得を希望する場合は、公認心理師受験資格で必要な学部課程の単位を全て取得していること（取得予定を含む）。その場合は取得単位の確認のため、出願時および入学時に出身校による単位修得証明書（出願時は単位修得見込証明書で可）の提出を義務づける。また、提出された証明書の内容（単位の適合など）を慎重に確認する。なお、公認心理師資格の取得には学部課程での所定の単位が必要であることを入試要項、パンフレット、ホームページなどで周知する。

### アドミッション・ポリシー（AP）

#### AP1 <知識・理解>

心理発達臨床専攻での学びに必要な心理学の基本的専門知識を習得している。

#### AP2 <技能>

心理発達臨床専攻での学びに必要な日本語コミュニケーション能力、および基本的な語学力（英語）を有している。

#### AP3 <思考・判断・表現>

心の健康をめぐる現代的諸課題について、専門的な知見をもとに、その対応方策を総合的に考え、その過程や結果を適切に表現することができる。

#### AP4 <関心・意欲・態度>

自己の学習課題・成長課題を明確に意識し、高度職業専門人として自主的にそれらに取り組もうとする意欲を有し、自発的に社会に貢献しようとしている。

これらの資質や能力の程度を、入学者選抜試験において判断する。

### 選抜方法

外国語（英語）の筆記試験、専門科目（心理学）の筆記試験と口述試験に基づき行う。

専門科目の筆記試験では、基礎領域も含めた心理学全般に関する広範な知識と、入学後の専門科目の基礎となる心理的支援に関する領域についての学部レベルの知識を十分に身につけているかどうかを問う。

### 入学試験

日 時：9月・2月の2回を予定。

場 所：松山市文京町3 愛媛大学教育学部本館。

試験科目：外国語（英語）の筆記試験、専門科目（心理学）の筆記試験と口述試験。

## ⑨ 取得可能な資格

心理発達臨床専攻では、在学中に所定の科目を履修することにより、臨床心理士受験資格および公認心理師受験資格を取得することが可能となる。**資料 4** は、最低の科目（単位）数で受験取得の基準を満たす履修例を示す。

**資料 4-1** は、臨床心理士の取得を目指す学生が、必修の単位数の中で受験資格を取得する場合の一例である（黄色が臨床心理士資格に適用される科目）。**資料 4-2** は、学部段階で必要な単位を取得済みの学生が、公認心理師と臨床心理士の受験資格の同時取得を目指す場合の一例である（緑色が公認心理師資格に適用される科目）。臨床心理士に必要な科目に加え、「医療心理特別実習」を含む複数の科目を履修することが必要である。これらはいくまでも一例であり、より多くの科目を履修して幅広い知識を得るのが望ましい。

## ⑩ 実習の具体的な計画

### ア. 実習の目的

心理臨床の専門職として活躍するためには、机上の知識だけでなく、心理評価とカウンセリングを中心とした心理療法の技能が必要である。技能を身に着けるためにはロールプレイなどを中心とした基礎実習と、実際のクライアント・患者を対象とした現場実習が不可欠である。

既設の臨床心理学コースでは、臨床心理士養成カリキュラムに対応した4科目4単位の実習科目を設定した。新設する心理発達臨床専攻では、それを公認心理養成に対応するため、6科目7単位の再編成した。その中の5科目6単位が修了に必要な必修科目である。

なお、実習における倫理遵守（個人情報保護を含む）に関する指導は、入学時のオリエンテーションや各実習開始前の事前指導において行う。臨床家としての倫理は、複数の授業（「臨床心理面接特論1」「臨床心理面接特論2」「医療心理学特論」等）の中でも取り上げている。また、1年前学期の終わりに、4人の実習担当教員が1回ずつ倫理や衛生に関する講話を行う（実習ガイダンス）。

「臨床心理基礎実習1」（1年次前学期）は、セラピストとして心理カウンセリングを実施するための基本的な知識と、基本的な応答技術を修得するためのもので、ロールプレイと健康な学生ボランティア（学部の関連授業でカウンセリングに関心のある学生を募集してボランティア名簿に登録する）を対象とした試行カウンセリングを行い、作成した逐語記録をもとに指導教員から指導を受ける。

「臨床心理基礎実習2」（1年次後学期）は、地域における心理臨床のさまざまな施設を見学し、見学後の関係者とのディスカッションやレポート執筆を通して、臨床心理学を応用した対人援助職としての資質を醸成する。

「心理相談基礎実習（心理実践実習A）」（1年次後学期）は、学内の実習施設である教育実践総合センター心理教育相談室で、教員によるインテークや相談の陪席や記録、2年生の相談員の相談の陪席や記録、心理検査の一部の担当などを行うことで相談の基本的な態度や技術を学ぶ（2時間×15回）。また、ケース・カンファレンスに出席し、ディスカッションとグループスーパーバイズを受ける（2時間×15回）。

「臨床心理実習1（心理実践実習B）」（2年次通年）は、以下の実習により構成する。

- 1) 教育実践総合センター心理教育相談室で、教員の指導のもとで実際のケースを担当して、心理アセスメント、カウンセリング、心理療法の経験をつむ（年間3事例程度、計60時間を目標とする）。またそれに対して、指導教員と外部スーパーバイザーによる個人スーパーバイズを義務づける（30時間）。
- 2) 松山市内の公立小中学校における発達障害児童生徒の在籍するクラスでの生活・学習支援実習を行う（6時間×20回）。また、それに対する訪問と、別時間を使用した個人スーパーバイズ（30時間）。
- 3) 松山市内の教育支援施設、福祉施設等で短期型もしくは集中型の実習（45時間）を行う。また、それに対する訪問と、別時間を使用した担当教員による個人スーパーバイズ（5時間）。

間)を義務づける。

「臨床心理実習 2」(2 年次通年)は、学内の実習施設である教育実践総合センター心理教育相談室で担当した事例についてのカンファレンスを行う。グループでの事例検討によって、多面的な振り返りと、それ以降のアセスメントや面接、支援の方向づけを行う(30回)。

「医療心理特別実習(心理実践実習 C)」(2 年次後学期)は、学外の医療機関で行われる公認心理師試験の受験資格に必要な実習である。2 週間(80 時間)の集中型を基本とする。ケースを担当して、面接、アセスメント、心理療法を実施し、ケース検討会議での発表、現場の指導者と巡回指導を担当する専任教員による直接指導を通じて、医療現場での心理的支援に必要な知識や技能の学習を深める。また、事後の振り返りの個人スーパービジョンとグループスーパービジョン(20 時間)を義務づける。

なお、公認心理師養成カリキュラムにおける「心理実践実習」は、「心理相談基礎実習(心理実践実習 A)」、「臨床心理実習 1(心理実践実習 B)」、「医療心理特別実習(心理実践実習 C)」から構成され、合計で 450 時間時間以上を確保する。

## イ. 実習先の確保の状況

「臨床心理基礎実習 1」については、既設の臨床心理学コースが使用している持田キャンパスの教育学部教育実践総合センター内の面接・実験室、遊戯・集団療法室を継承して使用する。「臨床心理基礎実習 2」については、既設の臨床心理学コースの見学・実習先(資料 5)を継承し、教育、医療、保健、福祉、司法、産業・労働の現場での見学実習を行う。

「心理相談基礎実習」、「臨床心理実習 1」の内部実習、「臨床心理実習 2」については、既設の臨床心理学コースで運営していた教育実践総合センターにおける有料の心理相談室である、心理教育相談室の業務と指導体制(カンファレンス、グループスーパーバイズ、個人スーパーバイズ)を継承する。心理教育相談室は地域に開かれた相談室で、実習を担当する 4 名の専任教員と大学院生が相談員となる。初回の専任教員を中心にした受理面接において、クライアントと書面で契約(個人情報保護を含む倫理面、実習としての意義、料金を含む)を結び、それ以後は大学院生が専任教員の指導の下で、相談、心理検査、心理療法などを行う。直接ケースを担当するのは主に「臨床心理実習 1」を受講する 2 年次生である。

「臨床心理実習 1」の外部実習では、愛媛県および松山市教育委員会の協力により、松山市内での小・中学校における発達障害、学習困難児童生徒の在籍する学級での生活・学習支援実習(週 1 回)を行う。また、既設の臨床心理学コースが臨床心理実習を行っている施設からも実習継続の内諾を得ている(資料 6)。

なお、公認心理師資格に対応するための「医療心理特別実習」については、既設の臨床心理学コースの心理臨床実習の病院実習を実施している 2 つの医療機関を振り替える。それに加えて、新たに県内の 3 つの精神科病院と 1 施設に内諾を得ており、最低限の数の施設は確保している。(資料 7)

## ウ. 実習先との契約内容(外部実習)

「臨床心理基礎実習 2」については、基本的に各 1 回半日程度の実習であり、施設・業務の見

学、および臨床心理業務担当者、施設の代表者などによる講話（質疑応答）を、無料をお願いしている。必ず臨床心理士資格を持つ専任教員が学生を引率し、同時に指導にあたるのが受け入れの条件となっている。また、施設側から希望があった場合は、各受講生および指導教員が守秘義務に関する誓約書を提出している。

「臨床心理実習 1」（外部実習の部分）については、基本的には費用を徴収しない形での受け入れをお願いし、受け入れを受諾していただいている。また、（1）施設側の指導担当者（小中学校の場合はクラス担任）による受講生の実習記録の確認と指導、（2）受講生の健康状態や実習態度などに問題がある場合は、施設側による実習の中止や期間の延長の判断が可能であること、（3）実習中に専任教員による巡回指導を行うこと、（4）保険への加入（学研災付帯賠償責任保険医学生教育研究賠償責任保険）、（5）守秘義務の履行などについて合意している。

「医療心理特別実習」に関しては、上記の条件に加えて、（6）指導者の下で実際にケースを担当すること、（7）2週間実質 80 時間を基本として実習費用を施設側に支払うこと（上限 5 万円程度）、を追加する。

## エ. 実習水準の確保の方策

学内の実習の部分（「心理臨床基礎実習 1」、「心理相談基礎実習」、「臨床心理実習 1（内部実習の部分）」）に関しては、指導教員によるグループスーパーバイズ、個人スーパーバイズによって継続的な指導を行う。特に「臨床心理実習 1（内部実習）」に関しては利用者（クライアント）が所定の費用を支払う有料実習とする。特にこの実習に関しては、指導教員によるグループスーパーバイズ、個人スーパーバイズだけでなく、外部スーパーバイザーによるスーパーバイズ、2 年次末のケース報告会での発表、相談室紀要へのケースレポートの執筆と掲載（スーパーバイザーによるコメント文を含む）を義務づける。

「臨床心理基礎実習 2」については、引率した担当教員も見学や、講話の質疑応答に積極的に参加し、受講生の理解を促す。また、実習日以外の授業中にまとめの授業を行い、複数の施設の比較をもとにしたディスカッションと、レポートの作成・提出を義務づける。

「臨床心理実習 1」の外部実習は、実習前のオリエンテーションと終了時の反省会には必ず担当教員も出席して、同時に指導を行う。

「医療心理特別実習」は、実際のケースのアセスメントや、ケース報告など、より高度な内容が求められているため、実習施設の指導者による指導に加えて、4 名の担当教員（公認心理師でかつ 5 年以上の期経験がある臨床心理士）による巡回指導を徹底する。

## オ. 実習先との連絡体制（外部実習）

「臨床心理基礎実習 2」、「臨床心理実習 1（外部実習の部分）」、「医療心理特別実習」の実習施設は、「医療心理特別実習」の 2 施設を除き、大学から公共交通機関等を利用して 1 時間以内で行くことができる。遠方の 2 施設（東予地区、南予地区）についても、公共交通機関、自動車などを使用して日中の往復が可能である。前年度末に担当教員が実習のお礼と次年度の実習依頼のために各施設への個別の訪問を行い、その際に施設側の希望や改善の要望を伺う。「臨床心理基礎実習 2」については必ず専任教員が引率を行う。「臨床心理実習 1」「医療心理特別実習」については、担当教員が実習前のガイダンスと終了時の反省会に出席するとともに、巡回指導を行う。また、実習施設の担当者間での電話、電子メールでの連絡を行い、トラブルにも対処する。遠方の 2 施設に関しては、実習生が希望する場合は実習中の宿舎を確保する。

#### カ. 実習前の準備状況（感染予防対策・保険等の加入状況）

「臨床心理実習 1」の外部実習、「医療心理特別実習」を受講する学生に対しては、ガイダンスの中で、医師である専任教員による衛生や感染症予防対策についての講話、手洗いなどの体験を行う。また、実習参加者に対しては、学生教育研究災害傷害保険の C コースへの加入を義務づける。

#### キ. 事前・事後における指導計画（外部実習）

1 年次前学期末に 4 名の実習担当教員（臨床心理士・公認心理師資格保有者）が、各 1 回 90 分の実習ガイダンスを交代で担当する（挨拶、服装やマナー、電話対応、衛生管理や感染症予防対策、患者の人権や守秘義務など）。また、各外部施設での共通の事前指導を、直接の指導教員（臨床心理士・公認心理師）が交代による実習施設の領域や様態に合わせた事前指導を行う。実習後は直接の指導教官が実習記録をもとに事後指導を行う。また、実習の終了時には実習施設で指導教官も出席する反省会を開催する。また、実習終了後に大学で個人スーパーバイズと、グループスーパーバイズを義務づける。

#### ク. 教員及び助手の配置並びに巡回指導計画（外部実習）

実習科目は専任教員 4 名が（臨床心理士・公認心理師資格保有者）担当し、巡回指導も主にその 4 名が担当する。特に臨床心理士や公認心理師による直接指導が難しい、小・中学校での支援実習に関しては 4 週に 1 回の巡回指導を必須とする。

#### ケ. 実習施設における指導者の配置計画（外部実習）

「臨床心理実習 1」の外部実習、および「医療心理特別実習」は原則として 5 年以上の経験を持つ臨床心理士が所属している施設に依頼している（小・中学校の支援実習を除く）。それを基本とするが、「医療心理特別実習（心理実践実習 C）」に関しては、まだ施設側の指導者の資格が定められておらず、今後の情勢によっては施設側の指導者の指導者講習への受講に対する支援制度などの充実を図る。

#### コ. 成績評価体制及び単位認定方法

「臨床心理基礎実習 1」「臨床心理基礎実習 2」「心理相談基礎実習」「心理臨床実習 2」の評価は、学内実習への取組状況、受理会議及びケース会議への参加と発表、レポート内容などによって担当教員が総合的に行い原案を作成する。

「臨床心理実習 1」の外部実習、「医療心理特別実習」の評価は、受講態度や実習記録の記載をもとに、施設側の担当者と、その施設を担当する教員が相談して成績の原案を作成する。さらに、「臨床心理実習 1」に関しては、内部実習と外部実習の成績を合算する。最終的には、各原案を実習担当教員の会議に提案し、協議の上で単位を認定する。

#### サ. その他特記事項

新設の「医療心理特別実習」（公認心理師資格対応）に関しては、実習およびその指導に関する経費を実習先に支払う有償の実習が基本となる。そのため、この科目の履修に関しては、別途実習費用の徴収が必要であることを学生にも周知し、それを履修の条件とする。現在の計画では

上限として 50,000 円程度を予定している。

## ⑪ 管理運営

教育学研究科の管理運営は、愛媛大学研究科委員会規程に基づき、「愛媛大学教育学研究科委員会」で行う。「教育学研究科委員会」は、大学院教育学研究科の教育を担当する専任の教授、准教授及び講師をもって組織しており、教育学研究科の運営に係る重要事項（目標・評価、諸規則の制定・改廃、予算、教員選考、組織、教育課程の編成、学生の入学、卒業及び学位の授与に関する事項、学生の懲戒、学生生活支援等）を審議する。教育学研究科委員会は、原則として毎月第3木曜日に開催する。

- ・運営企画会議：学部・大学院が直面する諸課題に創造的かつ機動的に対応するため、学部・大学院の運営企画立案・執行を行う機関である。
- ・人事委員会：教育学研究科の目的・目標に基づいて教員の配置及び選考を適正に行うため、学部・大学院における教員人事の基本方針に関する事、個々の教員選考案件に係る人事方針に関する事、テニユア教員の資格審査に関する事などを審議する。
- ・総務委員会：規定の制定・改廃に関する事、概算要求に関する事、予算配分に関する事、学部・大学院内の連絡調整に関する事、その他学部・大学院運営全般に関する事を審議する。
- ・教務委員会：カリキュラム編成に関する事、時間割作成に関する事、授業日程に関する事、学生の休学及び退学に関する事、卒業・修了の資格認定に関する事、学生の履修に関する事、FDに関する事、その他教務に関する事を審議する。
- ・実習カリキュラム委員会：実習科目、省察科目及び現代的課題科目の運営・実施に関する事、学外の教育関係機関との連携・調整に関する事、教育体験活動に関する事、その他実習カリキュラムに関する事を審議する。
- ・入試委員会：入試制度・方法に関する事、入試の実施に関する事、入試の検証に関する事、入試広報に関する事などを審議する。
- ・学生・就職委員会：学生生活に関する事、学生の就職に関する事、インターンシップに関する事などを審議する。
- ・広報委員会：教育学部・教育学研究科の理念、事業及び成果を広く社会に発信するため、広報活動の充実方策に関する事、学部等何愛の編集・刊行に関する事、ホームページの運用・管理に関する事、その他学部・大学院等の広報活動に関する事を審議する。
- ・国際交流委員会：学術の国際交流に関する事、学生の外国への派遣及び外国人留学生の受入に関する事、外国人客員研究員の受入に関する事、「海外教育実践体験実習」に関する事などを審議する。
- ・学術研究委員会：教育学部・教育学研究科における、科学研究費をはじめとする外部資金獲得の拡大その他学術研究推進のための諸方策について審議し、実施する。

これらの他にも、施設マネジメント委員会、教員個人評価実施委員会、学部自己点検・評価委員会、安全衛生委員会、教育実践地域連携委員会、保育士養成運営委員会、合同研修会運営委員会などを組織して学部の運営を行う。

## ⑫ 自己点検・評価

### (1) 実施体制

本学では、平成 16 年度から国立大学法人愛媛大学基本規則第 21 条に基づき「自己点検評価室」を設置して自己点検・評価を実施している。

自己点検評価室は、愛媛大学の教育研究水準の向上に資するため、教育及び研究、社会貢献、管理・運営の状況について自ら実施する点検及び評価を行う。具体的には、教員の総合的業績評価等の内部評価に関すること、認証評価、中期目標・中期計画・年度計画に対する国立大学法人評価等の第三者評価に関すること等を主要業務としている。同室は、室長、副室長、室員（学長が指名する各学部の専任教員、その他学長が必要と認められた者）から構成する組織であり、幅広い評価項目、基準・観点等に対応できる実施体制を実現している。

また、「組織活動の主要な部分は教員個々人の活動の集積であり、組織的取組の改善のためには、教員個々人の活動の自己点検評価とそれに基づく改善が不可欠である」との認識のもと、平成 17 年度から全専任教員を対象とした『教員の総合的業績評価』制度を導入し、教育、研究、社会的貢献、管理・運営それぞれの領域における教員の多面的な活動を適正に評価している。

### (2) 実施方法、結果の活用、公表及び評価項目等

大学運営の改善、向上を目的とする本学の自己点検評価（学内の総合評価）は、教育、学術研究、社会連携等の分野別に各担当理事又は副学長を通じて、学長に情報を集約する。

分野別評価結果の改善点等については学長から担当理事又は副学長に対し指示するとともに、改善報告を求めることにより、教育研究の水準及び質の向上に努めている。

また、本学の特徴的な自己点検・評価制度である『教員の総合的業績評価』は、毎年度当初に教員個々人が行う「教員自己評価」と3年ごとに当該教員の所属する部局等の長が行う「部局個人評価」で構成されており、その評価対象領域は、教育活動、研究活動、社会的貢献、管理・運営の4領域である。

「教員自己評価」は、本学の専任教員が、毎年度当初に「目標と成果」、「領域別評価」、「総合評価」について、WEB入力システムから教員自己評価票を入力し、自己点検・評価を行う。（領域別評価は診断項目ごとの4段階評価及び対象領域ごとの5段階評価、総合評価は4段階により行う。）

また、「部局個人評価」は、評価を適正かつ円滑に実施するため、部局等に部局個人評価を実施する組織を置き、過去3年間の教員自己評価に基づき、部局等の評価基準に従い行われる。（部局個人評価は、対象領域ごとの5段階評価と4段階の総合評価により行う。）

これらの評価結果の活用については、「愛媛大学教員の総合的業績評価実施要綱」に以下のとおり明記している。

- 1) 評価結果を教員の諸活動の活性化と高度化に役立たせる。
- 2) 部局等の長は、高い評価を得た教員に対し、その活動の一層の向上を促すための適切な措置をとるものとする。
- 3) 部局等の長は、「問題があり改善を要する」と評価された教員に対し、活動の改善について、指導又は助言を行うものとする。

4) 評価結果は、人事考課、任期制における業績・能力判定等の資料に供するものとする。

さらに、本学では、国立大学法人評価委員会及び第三者認証評価機関において、大学の自己点検・評価に基づく評価を実施しており、平成 26 年度に大学評価・学位授与機構が実施する大学機関別認証評価を受審し、「愛媛大学は、大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。」との評価を受けている。

なお、自己点検・評価、外部評価及び第三者評価の結果については、大学ホームページ上で公開している。

## ⑬ 情報の公表

### (1) 大学としての情報提供

愛媛大学は、学校教育法第 113 条の趣旨に則り、大学ホームページや広報誌の発行等を通じて、教育研究活動等の状況に関する情報を公表している。大学ホームページでは、大学案内、学部・大学院、共通教育・専門教育、研究、社会貢献、国際交流、学生生活・就職、入試等について詳細に情報を発信する。

学校教育法施行規則第 172 条の 2 に掲げる以下の教育研究活動等の状況についても、大学ホームページ (<https://www.ehime-u.ac.jp/disclosure/publication01/student/>) で公表している。

- ア 大学の教育研究上の目的に関すること。
- イ 教育研究上の基本組織に関すること。
- ウ 教員組織及び教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること。
  - エ 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること。
- オ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること。
- カ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること。
- キ 校地、校舎等の施設及びその他の学生の教育研究環境に関すること。
- ク 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること。
- ケ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること。
- コ その他（教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報等）  
また、法定公開情報（組織、業務の計画と評価、財務、設置に関する情報等）についても、<https://www.ehime-u.ac.jp/disclosure/>において公開している。

### (2) 教育学部・教育学研究科としての情報提供

教育学研究科としても独自のホームページ (<http://www.ed.ehime-u.ac.jp/~edhp/>) を運営しており、以下のような情報について積極的に広報する。

- ・教育学部の各コース、サブコース、専攻などの紹介
- ・入試に関する情報
- ・取得できる免許や資格に関する情報
- ・進路状況に関する情報
- ・教員採用試験のための専門科目に関する相談窓口に関する情報
- ・教育学部教員に関する情報
- ・教育実習スケジュール管理（授業計画や指導コメント）のサイト
- ・教育学部 FD 報告
- ・学校教員支援のための教員リスト
- ・教材研究プロフェッショナル講座
- ・愛媛大学教育学部紀要

## ⑭ 教育内容等の改善のための組織的な研修等

本学では、FD（Faculty Development）の定義を「教育・学習効果を最大限に高めることを目指した、①授業の改善、②カリキュラムの改善、③組織の整備・改革への組織的な取組の総称」と定め、組織的かつ継続的な活動を展開している。平成18年度には、全学のFDセンターとして、教育・学生支援機構に教育企画室を設置した。教育企画室は、平成22年3月に教育関係共同利用拠点（教職員能力開発拠点）として認定を受けており、大学教職員の組織的な研修等の中核拠点として、高等教育の質の向上に貢献している。さらに、本学が代表校となっている「四国地区大学教職員能力開発ネットワーク（SPOD）」と連携しながら、FD・SDの実践的指導者の養成、実践的な研修プログラムの提供、オープン・オフィスやコンサルテーション、ウェブサイトを通じた教材等の提供、研修講師の派遣などをとおして、四国地区のみならず全国の国公私立大学等に向けた情報発信や技術提供をしている。

本学部では、本学のFDの定義にそった研修会を毎年実施している。平成30年度は、「学生の引率を伴う国際交流における危機対応についての研修会」、「障がいを持つ学生への修学支援についての研修会」、「大学院教育における教科指導力育成の取り組みの方法とその成果についての研修会」等を実施している。これらによって教員お互いの経験や指導方法を共有し、経験を深化させていくことができ、学生の主体的な学修の指導・支援についてさらに深めることができてきている。

SD（Staff Development）については、平成19年度に事務系職員人事・人材育成ビジョンを策定（平成26年度改訂）し、「OJT」「OFF-JT」「自己啓発」を人材育成の3つの柱として定め、これらを有機的に組み合わせながら様々な取組を行うとともに、職員個々のキャリア形成に応じた人材育成のためのスタッフ・ポートフォリオ（職員業績記録）の活用や、本学及びSPODが実施する研修プログラムなど、体系的・段階的・持続的な職員の能力開発を実践している。

以下、本学における主な取組内容である。

### （1）授業の内容及び方法の改善など

#### 1）教育コーディネーター研修会

教育コーディネーターとは、各部局（研究科、専攻など）の教育責任者として、教育方針の立案、カリキュラム編成、教育内容の教授法の改善、教育効果の検証などの活動において中核的な役割を担う教育重点型教員である。現在、大学全体で約60名が学長から任命されており、各部署の統括教育コーディネーターは、全学的な教育課題を審議するための教育・学生支援機構の管理機関である教育学生支援会議の構成員となるなど、大学全体が有機的につながりながら教育改革を推進する組織体制がとられている。

教育企画室において、教育コーディネーター間の意思疎通を図り、改革の方向性について共通認識を持つための、教育コーディネーター研修会を実施しており、各教育コーディネーターは、この研修会で得た知識や技術なども踏まえつつ、各部署での活動を行っている。

## 2) テニユア教員育成制度の活用

平成 25 年度より、若手教員の能力開発を一層促進するために、欧米に倣う形での教員育成制度を全学的に導入した。この制度は当初「愛媛大学独自のテニユア・トラック制度」と呼ばれていたが、学外で運用されている他の制度と区別するため、さらには若手育成という制度の趣旨をより明確にするため、平成 29 年度からは愛媛大学「テニユア教員育成制度」と名称を変更することとした。本制度は、教員のために多面的な能力開発（P D）プログラムを提供するとともに、能力開発のための財政的支援を行うことで、若手教員の教育研究環境を充実させ、ひいては、大学人としてふさわしい総合的な能力の育成を大きな目的としている。

具体的には、新規採用の若手教員等をテニユア教員育成期間中に体系的なプログラムのもとで大学教員として必要とされる業務（教育、研究、マネジメント）全般に関わる能力開発（年間 50 件程度）と財政的支援を全学的に行い、教育者・研究者としての自立を促進する。能力開発については、テニユア教員育成期間中の最初の 3 年間で合計 100 時間の能力開発（P D）プログラムの受講を義務化している。

「能力開発（P D：Professional Development）プログラム」

①教育能力開発（E D：Educational Development）プログラム

②研究能力開発（R D：Research Development）プログラム

③マネジメント能力開発（M D：Management Development）プログラム

## 3) カリキュラム・アセスメントの実施

各授業が学位授与の条件であるディプロマ・ポリシー（D P）の能力・スキルの修得に向けた内容であるかチェックすることは、授業改善に大いに関係するものである。各授業科目は、それぞれが一つの歯車であり、それらの歯車が密接に結びついて、全体としてD Pの能力・スキルの修得に役立つものである。その意味で、各授業科目とD Pとの関係性は、明確にしておかなければならない。本学では、D Pに示す能力・スキルを学生が身に付けられるよう、カリキュラム・アセスメントを行っている。具体的には、授業評価アンケート等を継続的に実施することにより、授業改善、カリキュラム改善のP D C Aサイクルを持続的に循環させている。

## 4) ティーチング・ポートフォリオの導入

教員自らの教育活動について、振り返って記述された作成文書とこれらの記述を裏づけるエビデンスから構成される教育業績に関する記録がティーチング・ポートフォリオである。このティーチング・ポートフォリオは、教育改善あるいは教育業績の評価を主たる目的として作成する。また、ティーチングに関する優れた知識の共有、あるいは情報発信ツールとしても用いる予定である。

## 5) コンサルテーション

授業、カリキュラムの見直し、新規立ち上げに関わる個別相談に教育企画室の教員が対応している。

授業コンサルティングは、教員や学生と利害関係のない第三者であるコンサルタント（教育企画室の教員）が、当該授業の教室に入り、授業に対する学生のコメントの聞き取りなどを行うものである。新たに授業を担当する際、もしくは教育内容を変更する際に、コンサルタントが支援するシラバス作成支援サービスも実施している。

カリキュラムコンサルティングでは、現状のカリキュラムのどこに課題があるのかを、学生・教員からの聞き出しをとおして整理し、ニーズ把握、目的・目標設定、教育方略選択、配置、評価手法選択の手順でカリキュラムを開発する支援を行っている。

## **6) 教員の評価**

本学では、教員の活動を組織的改善に資するため、「教員の総合的業績評価」制度を全学的に実施している。本制度を実施することにより、個々の教員の「教育活動」、「研究活動」、「社会的貢献」、「管理・運営」を評価し、各部局及び大学へフィードバックする。本専攻内における教員評価に係る運用は「自己点検評価委員会」において組織的に行っている。

### **(2) 大学職員の研修など**

#### **1) 能力開発及び資質向上のための制度**

人事・人材育成ビジョンの策定、SPODにおける体系的・段階的・持続的なSDプログラムの取組み、全事務系職員へのスタッフ・ポートフォリオの導入など、能力開発及び資質向上のための制度を整備している。特に研修については、SPODが開発したSDプログラムを利用した研修を含めて年間35件程度を用意しており、職務や職階並びに意欲に応じて、大学職員が各種研修に参加することができる。

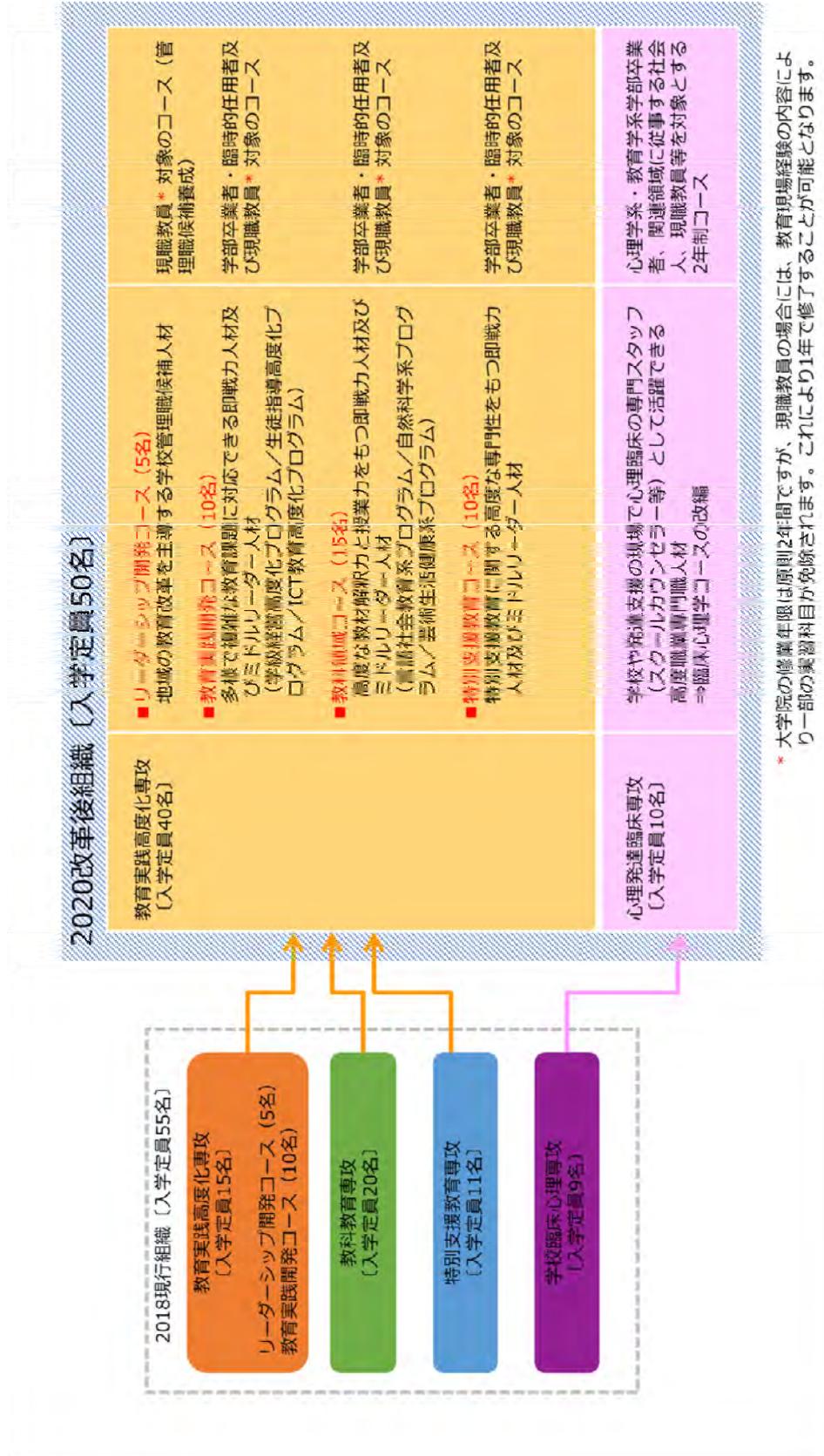
#### **2) SDの実践的指導者の養成**

平成29年4月の大学設置基準等の一部改正により、「SDの義務化」及び「教職協働」が法令等に規定され、教職員が大学等の運営に必要な知識・技能を身に付け、能力・資質を向上させるための取組や、教員・事務職員等が連携協力して業務に取り組むことがこれまで以上に重要となっている。本学では、職員の能力開発に関する知識・技術を修得し、特定の認定基準を満たしたSDの実践的指導者のことを「SDコーディネーター(SDC)」と称している。この独自資格である「SDコーディネーター(SDC)」の認定制度を平成23年3月に設け、SDに関する知識・技術を修得し、SDの実践的指導者として適切な能力を有すると認められる者(SDC)の養成を積極的に推進している。平成29年度には、学外認定者を含む5名のSDCを輩出するなど、これまでの活動が着実に実を結ぶなかで、多くの実践的指導者の養成を行っている。

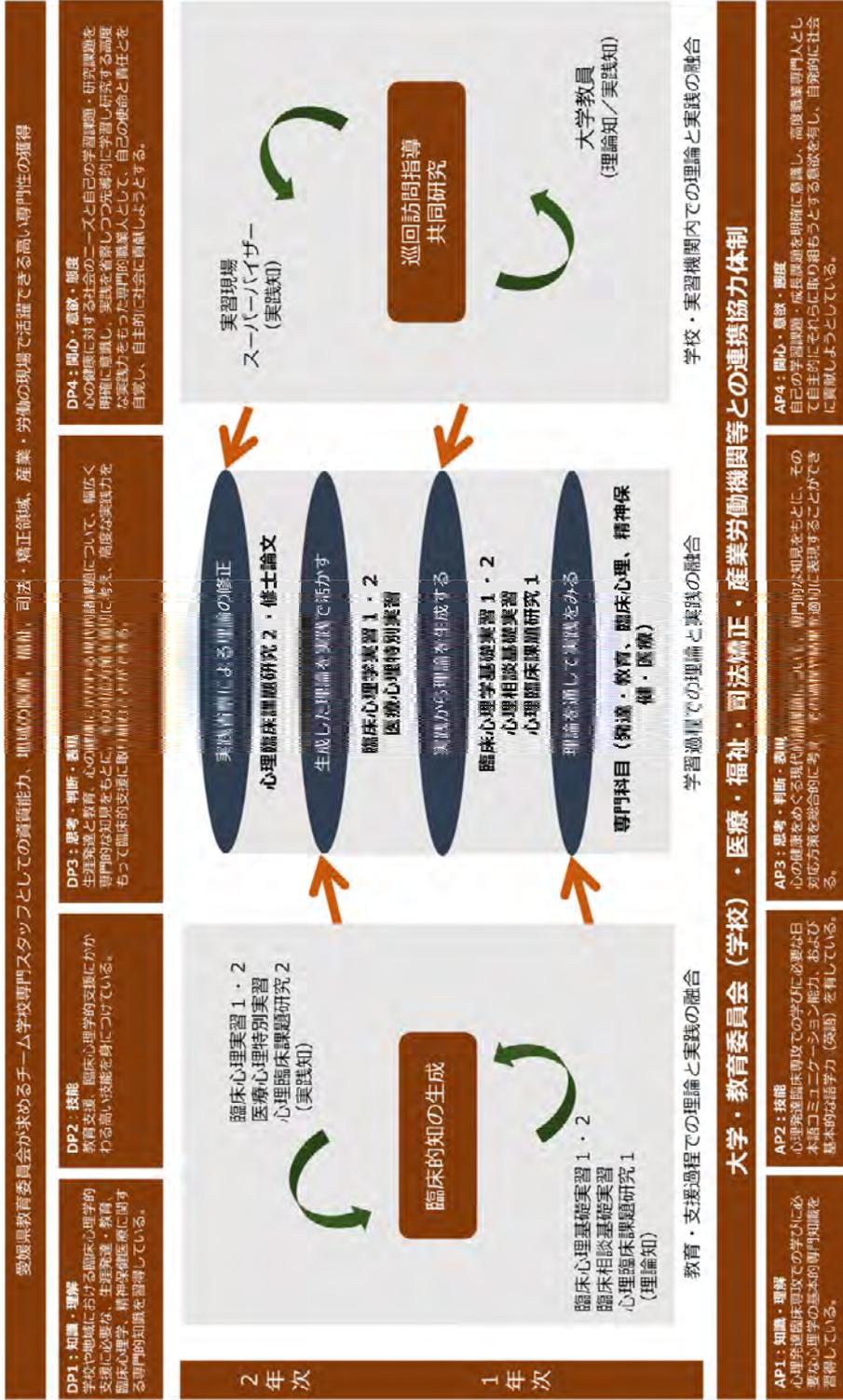
## 資 料 目 次

- 資料 1 教育学研究科組織構想（概要）
- 資料 2 心理発達臨床専攻のカリキュラムマップ
- 資料 3 心理発達臨床専攻の履修モデル
- 資料 4 – 1 臨床心理士の受験資格取得のための履修例
- 資料 4 – 2 臨床心理士と公認心理師の受験資格取得のための履修例
- 資料 5 「臨床心理基礎実習 2」 実習予定機関
- 資料 6 「臨床心理実習 1」 実習予定機関
- 資料 7 「医療心理特別実習」 実習予定機関
- 資料 8 実習施設承諾書一覧

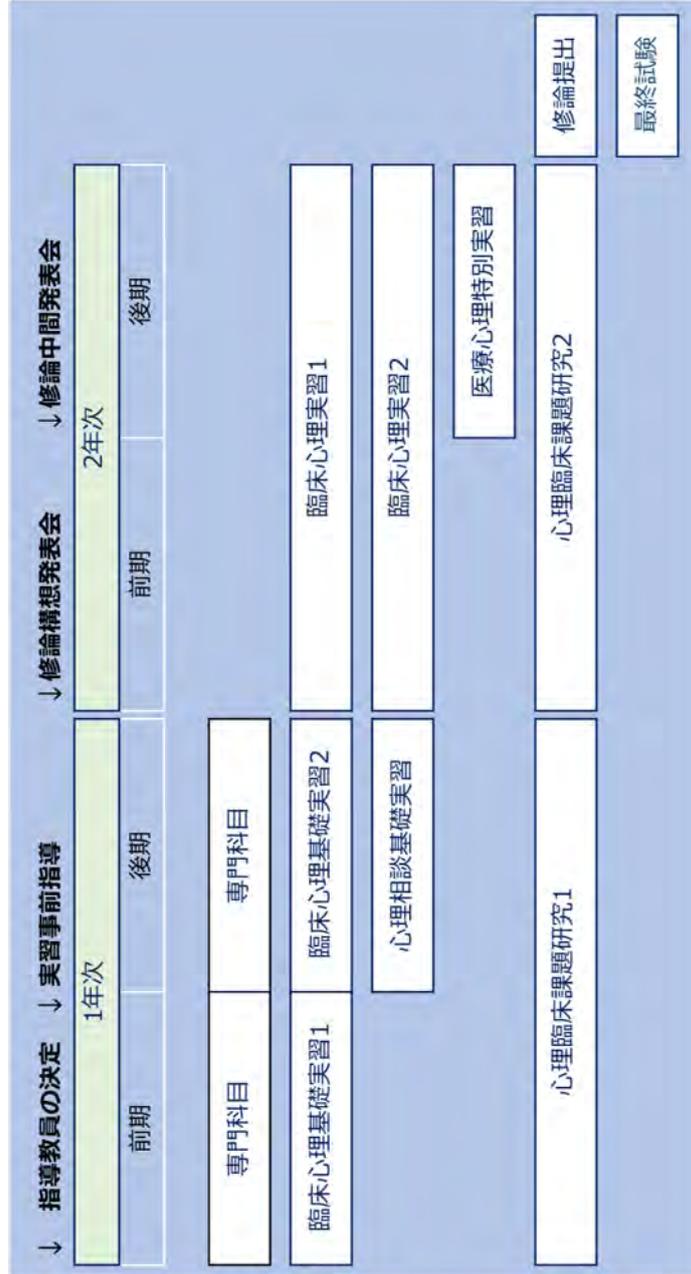
【資料 1】 教育学研究科 組織改編構想（概要）



【資料2】教育学研究科 心理発達臨床専攻 カリキュラムマップ



【資料3】教育学研究科 心理発達臨床専攻の履修モデル



【資料4-1】 臨床心理士の受験資格取得のための履修例（橙色の授業科目は臨床心理士受験のための必須科目）

1年	単位	前期	後期	備考	2年	単位	前期	後期	備考
子どもの発達と学びの支援	2	◎			臨床心理実習1（心理実践実習B）	2	◎		通年
子どもの発達と環境要因	2	◎			臨床心理実習2	1	◎		通年
学校と地域の連携による学びの支援	2	◎							
教育心理学特論（教育分野に関する理論と支援の展開）	2		◎						
医療心理学特論	2	◎							
臨床心理学特論1	2	○							
臨床心理学特論2	2		○						
臨床心理面接特論1（心理支援に関する理論と実践）	2	○							
臨床心理面接特論2	2		○						
臨床心理査定演習2	2	○		集中					
臨床心理学研究法特論	2	○							
投映法特論	2		○	集中					
家族心理学特論（家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践）	2	○							
精神医学特論（保健医療分野に関する理論と支援の展開）	2		○						
臨床心理基礎実習1	1	◎							
臨床心理基礎実習2	1		◎						
心理相談基礎実習（心理実践実習A）	1		◎						
心理臨床課題研究1	2		◎	通年	心理臨床課題研究2	2		◎	通年
	35					5			

【資料4-2】 臨床心理士と公認心理師の受験資格取得者のための履修例（橙色：臨床心理士の場合、緑色：公認心理師用）

1年	単位	前期	後期	備考	2年	単位	前期	後期	備考
子どもの発達と学びの支援	2	◎			心の健康教育に関する理論と実践	2	○		集中
子どもの発達と環境要因	2	◎			臨床心理実習1（心理実践実習B）	2	◎		通年
学校と地域の連携による学びの支援	2	◎			臨床心理実習2	1	◎		通年
教育心理学特論（教育分野に関する理論と支援の展開）	2		◎		医療心理特別実習（心理実践実習C）	1		○	
臨床心理学特論1	2	○							
臨床心理学特論2	2		○						
臨床心理面接特論1（心理支援に関する理論と実践）	2	○							
臨床心理面接特論2	2		○						
臨床心理査定演習1（心理アセスメントに関する理論と実践）	2	○		集中					
臨床心理査定演習2	2		○						
臨床心理学研究法特論	2	○							
投映法特論	2		○	集中					
家族心理学特論（家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践）	2	○							
精神医学特論（保健医療分野に関する理論と支援の展開）	2		○						
障害心理学特論（福祉分野に関する理論と支援の展開）	2	○							
産業心理学特論（産業・労働分野に関する理論と支援の展開）	2		○						
社会病理学特論（司法・犯罪分野に関する理論と実践）	2		○						
臨床心理基礎実習1	1	◎							
臨床心理基礎実習2	1		◎						
心理相談基礎実習（心理実践実習A）	1		◎						
心理臨床課題研究1	2		◎	通年	心理臨床課題研究2	2		◎	通年
	39					8			

**【資料5】 「臨床心理基礎実習2」 実習予定機関**

施設名	領域
愛媛大学教育学部附属特別支援学校（愛媛県松山市持田町1丁目5番22号）	教育
愛媛県総合教育センター（愛媛県松山市上野町甲650番地）	教育
松山市教育支援センター（愛媛県松山市築山町12-33）	教育
愛媛県総合保健福祉センター（愛媛県松山市本町7丁目2番地）	福祉
愛媛県心と体の健康センター（愛媛県松山市本町7丁目2番地）	保健
松山法務少年支援センター（松山少年鑑別所）（愛媛県松山市吉野町3860）	司法
松山学園（初等・中等少年院）（愛媛県松山市吉野町3）	司法
松山信望愛の家（児童養護施設）（愛媛県松山市久万ノ台251-1）	福祉
松山ベテル病院・道後ベテルホーム（老人保健施設）（愛媛県松山市祝谷6丁目1277番地）	医療・福祉
一般財団法人創精会 松山記念病院（愛媛県松山市美沢1丁目10番38号）	医療（精神）
一般財団法人真光会 真光園（愛媛県松山市南高井町1491番地）	医療（精神）
えひめ若者サポートステーション（愛媛県松山市湊町5丁目1番地1）	産業・労働

**【資料6】 「臨床心理実習1」 実習予定機関**

施設名	領域
松山市立小・中学校（支援実習）	教育
愛媛大学教育学部附属特別支援学校（愛媛県松山市持田町1丁目5-22）	教育
愛媛県総合教育センター（愛媛県松山市上野町甲650番地）	教育
松山市教育支援センター（愛媛県松山市築山町12-33）	教育
松山信望愛の家（児童養護施設）（愛媛県松山市久万ノ台251-1）	福祉
愛媛県中央児童相談所（福祉総合支援センター）（愛媛県松山市本町7丁目2番地）	福祉

**【資料7】 「医療心理特別実習」実習予定機関**

施設名	人数（予定）
一般財団法人創精会 松山記念病院（愛媛県松山市美沢1丁目10番38号）	2名まで
一般財団法人真光会 真光園（愛媛県松山市南高井町1491番地）	2名まで
医療法人佑心會 堀江病院（愛媛県松山市福角町甲1582番地）	2名まで
公益財団法人正光会今治病院（愛媛県今治市高市甲786番地）	2名まで
公益財団法人正光会宇和島病院（愛媛県宇和島市柿原1280番地）	2名まで
愛媛県心と体の健康センター（愛媛県松山市本町7-2）	10名まで
愛媛大学医学部附属病院（愛媛県東温市志津川454）	10名まで

## 【資料8】

## 実習施設承諾書一覧

実習科目名	実習施設 設置者等
臨床心理実習1	愛媛県教育委員会
臨床心理実習1	松山市教育委員会
臨床心理実習1	愛媛大学教育学部附属特別支援学校
臨床心理基礎実習2	〃
臨床心理実習1	愛媛県総合教育センター
臨床心理基礎実習2	〃
臨床心理実習1	松山市教育支援センター
臨床心理基礎実習2	〃
臨床心理実習1	愛媛県福祉総合支援センター(総合保健福祉センター内:愛媛県中央児童相談所)
臨床心理基礎実習2	〃
臨床心理実習1	愛媛県心と体の健康センター
臨床心理基礎実習2	〃
臨床心理基礎実習2	松山少年鑑別所(松山法務少年支援センター)
臨床心理基礎実習2	松山学園(初等・中等少年院)
臨床心理実習1	松山信望愛の家(児童養護施設)
臨床心理基礎実習2	〃
臨床心理基礎実習2	一般財団法人創精会 松山記念病院
医療心理特別実習	〃
臨床心理基礎実習2	一般財団法人真光会 真光園
医療心理特別実習	〃
臨床心理基礎実習2	えひめ若者サポートステーション(愛媛県労政雇用課)
臨床心理基礎実習2	松山ベテル病院・道後ベテルホーム(老人保健施設)
医療心理特別実習	医療法人佑心會 堀江病院
医療心理特別実習	公益財団法人正光会今治病院
医療心理特別実習	公益財団法人正光会宇和島病院
医療心理特別実習	愛媛大学医学部附属病院